お済みですか? 消費税の届け出!

① 新たに課税事業者になる方

個人事業者の方で、新たに課税事業者(消費税の申告・納付が必要な方)になる場合は、「消費 税課税事業者届出書」(基準期間用)を釧路税務署長に提出する必要があります。

平成26年分において課税事業者となる方

基準期間(※)の課税売上高が1.000万円を超える方が該当します。

※…「基準期間」とは、個人事業者の場合は、その年の前々年をいいます。したがって、 平成24年分の課税売上高が1,000万円を超えている方は、平成26年分の消費税の課 税事業者に該当します。

また、平成24年分の課税売上高が1,000万円以下でも、平成25年1月1日から6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えている場合は、平成26年分は消費税の課税事業者に該当し、釧路税務署長に「消費税課税事業者届出書」(特定期間用)を提出する必要があります。

②簡易課税制度について

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択できます。平成26年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を釧路税務署長に提出する必要があります。

簡易課税制度とは

課税期間における課税売上に係る消費税額に、事業区分に応じた「みなし仕入れ率」を掛けて計算した金額を課税仕入れなどに係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。 なお、簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き2年間以上継続した後でなければ選択を止めることはできません。選択を止める場合には、止めようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を釧路税務署長に提出してください。

【注意事項】

- 課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。
- 一般課税で申告する方(簡易課税制度の適用を受けない方)は、課税仕入れなどの事実 を記録した帳簿および請求書などの両方の保存がない場合、仕入税額控除の適用を受け ることができません。
- ※消費税の届出書や、帳簿の記載方法などを詳しく知りたい方は、国税庁ホームページ(www. nta. go.jp)をご覧いただくか、電話相談センターを利用してください。電話相談センターの利用は、釧路税務署(☎0154-31-5100)に電話して、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。
- ※「消費税課税事業者届出書」「消費税簡易課税制度選択届出書」などの各種届出書はe-Taxでも提出できます。e-Taxホームページ(www.e-Tax.nta.go.jp)で確認してください。

税を考える週間

税務署では、11月11~17日までを『税を考える週間』と定め、各種広報・広聴活動を行っています。 平成25年度は、「税の役割と税務署の仕事」をテーマに、税の役割や国税庁のICT化・国際化に 対する取組みについて紹介します。

問い合わせ/釧路税務署(☎0154-31-5100)

国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) 道内で事業を営む使用者およびその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道最低賃金(地域別)が次のとおり改正されています。

■問い合わせ/北海道労働局釧路労働 基準監督署(☎0154-42-9711)

最低賃金額

時間額734円

効力発生年月日 →10月18日

必ずチェック 最低賃金 使用者も 労働者も

北海道最低賃金

窓口での本人確認にご協力をお願いします。

窓口で戸籍謄抄本・住民票 謄抄本などを請求するとき は、本人確認を行っています ので、下記本人確認書類を持 参してください。



◎ 1 点でよいもの…

- 運転免許証
- 住民基本台帳カード (顔写真付)
- ・パスポート
- 国または地方公共団体の機関が発行した身分 証明書(顔写真付)
- 国または地方公共団体の機関が発行した資格 証明書(額写真付)

◎2点必要なもの…

- 国民健康保険、健康保険、後期高齢者保険、 介護保険等各種保険証
- 国民年金手帳
- 国民年金、厚牛年金に係る年金証書
- 住民基本台帳カード (顔写真なし)
- 学生証 (顔写真付)
- ■問い合わせ/役場住民課町民係(1階①番窓口**☆**485-2111内線124)

住居表示板は付いていますか?

29 番地

本町では、分かりやすく探しやすい住所や土地・建物の表示を目指し、平成7年度から住居表示事業(字名変更、地番改正)を行っており、平成20年度までに市街地区全域の事業を終えています。

事業が終了した市街地区の方には、「住居表示板」の 設置をお願いしています。すでに設置している方でも、 住宅の新築やはがれ・紛失の際は、新しい住居表示板 をお渡ししますので、下記係まで連絡してください。

なお、貼り付けの際は、門柱や玄関など、来訪者が 見やすい位置への設置をお願いします。

■問い合わせ/役場管理課土地情報係(1階⑥番窓口 ☎485-2111内線144)

犯罪被害者週間

キャンペーン開催について

本年度も、「北海道被害者相談室」では犯罪被害者 週間(11月25日~12月1日)に合わせキャンペーン事 業を次の要領で行います。

「犯罪被害者週間」啓蒙啓発広報活動

- ■日程/11月27日(水)
- ■場所/
- I R 札幌駅西口コンコース (正午~午後1時)
- すすきの4丁目交差点(午後5~6時)

12時間被害者電話相談

■**日時**/11月28日(木)、午前10時~午後10時 ※全て無料で相談できます。相談方法は、電話・ FAX・メールでお願いします。

被害者無料弁護士法律相談

- **■日時** / 11月28日休)、午後2時~午後10時
- ※札幌市弁護士会犯罪被害者支援委員会の皆さんのご協力により行います。事前に相談してください。
- ■問い合わせ/北海総被害者相談室(☎ 011-232-8740、FAX011-211-8151、メール http://www.counseling.or.jp)

